

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 18 日（火）第3332号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（情報政策課取扱い） 1
告 示	示
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い） 1
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い） 3
○県営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い） 4
公 告	告
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告	（自然保護課取扱い） 4
公 安 委 員 会 規 則	公 安 委 員 会 規 則
○鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（※）	（総務課取扱い） 4
公 安 委 員 会 告 示	公 安 委 員 会 告 示
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 4
企 業 管 理 規 程	企 業 管 理 規 程
○鹿児島県工業用水道部組織規程の一部を改正する規程（※）	（工業用水課取扱い） 5
正 誤	正 誤
○鹿児島県公報第3295号の3（平成29年3月10日付け）の一部訂正（※）	（交通企画課取扱い） 5

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第45号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第817号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年4月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年7月18日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
(株)源麴研究所 溝辺工場 8340001007770 (霧島市)	同左	TOMOKORN X	平成 29.3	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
薩摩中央飼料事業協同組合 溝辺工場 4340005002929 (霧島市)	同左	T M X	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
協同フィッシュミール工業(株) 九州事業所志布志工場 8010001014684 (志布志市)	同左	60%フィッシュミール	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
(株)太幸飼料大隅工場 5340001015710 (肝属郡東串良町)	同左	マルコー印うなぎ用配合飼料	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
南日本くみあい飼料(株) 谷山工場 6340001004241 (鹿児島市)	同左	くみあい配合飼料鹿児島いいとこ仕上M	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料鹿児島健咲後期M	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料茶美CマッシュN	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料肉用牛育成用	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料肉用牛繁殖用	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料鹿児島黒牛極前期	29.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年7月18日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 障子田 勝 鹿屋市輝北町諏訪原874番地
理事 銚立 義人 志布志市有明町山重11059番地 1
理事 小野 操 志布志市有明町原田2229番地 1
理事 福田 正明 志布志市有明町蓬原2370番地 3
理事 仮屋 正文 志布志市有明町野井倉2805番地 1
理事 和佐 幸一 志布志市有明町伊崎田6552番地
理事 吉國 伸一 志布志市有明町蓬原2259番地
理事 樽水 浩 志布志市有明町野神670番地 5
理事 榎屋 宗護 曾於郡大崎町井俣2496番地 1
理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
理事 上原 正一 曾於郡大崎町永吉3011番地
理事 水元 幸都 曾於郡大崎町持留1643番地 6
理事 中崎 増雄 曾於郡大崎町永吉1080番地
理事 宮迫 健作 曾於郡大崎町永吉3996番地 6
理事 北村 寅男 曾於郡大崎町野方6584番地
理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地
理事 東 靖弘 曾於郡大崎町岡別府97番地
理事 大山 稔 鹿屋市輝北町上百引3332番地 1
監事 有田 浩二 鹿屋市輝北町諏訪原3747番地
監事 久留 松男 曾於郡大崎町岡別府169番地
監事 宮苑 和郎 志布志市有明町野井倉4905番地 2
(任期 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 障子田 勝 鹿屋市輝北町諏訪原874番地
理事 銚立 義人 志布志市有明町山重11059番地 1
理事 小野 操 志布志市有明町原田2229番地 1
理事 福田 正明 志布志市有明町蓬原2370番地 3
理事 岩本 剛 志布志市有明町野井倉2319番地 1
理事 和佐 幸一 志布志市有明町伊崎田6552番地
理事 吉國 敏郎 志布志市有明町野神3490番地 3
理事 樽水 浩 志布志市有明町野神670番地 5
理事 榎屋 宗護 曾於郡大崎町井俣2496番地 1
理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
理事 上原 正一 曾於郡大崎町永吉3011番地
理事 水元 幸都 曾於郡大崎町持留1643番地 6
理事 中崎 増雄 曾於郡大崎町永吉1080番地
理事 新西 勝 曾於郡大崎町永吉3912番地
理事 北村 寅男 曾於郡大崎町野方6584番地
理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地
理事 東 靖弘 曾於郡大崎町岡別府97番地
理事 大山 稔 鹿屋市輝北町上百引3332番地 1
監事 有田 浩二 鹿屋市輝北町諏訪原3747番地
監事 久留 松男 曾於郡大崎町岡別府169番地
監事 宮苑 和郎 志布志市有明町野井倉4905番地 2

鹿児島県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営特殊農地保全整備梶ヶ野東迫地区東迫2換地区の換地計画に係る換地処分を、平成29年6月26日に行った。

平成29年 7 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

公 告

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

平成29年 7 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 日時
平成29年 8 月 9 日（水）午前10時30分から
- 2 場所
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎 5 階小会議室（鹿児島市小川町 3 番56号）
- 3 案件
沖小島鳥獣保護区特別保護地区（区域 鹿児島市の一部、期間 10年間）の指定について

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第25号

鹿児島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会運営規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「公安委員」を「委員（この条において委員長を除く。）」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「（委員長を含む。以下同じ。）」を削り、「2名」を「2人」に改める。

第12条中「委員長は、」を削り、「招集して」を「招集しても」に改め、「ときは、」の次に「委員は、」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、委員は、他の委員の意見を求めることができないときは、同項の規定にかかわらず、単独で委員会の権限を行うことができる。
- 3 前2項の規定により委員会の権限を行った委員は、その措置を次の会議において報告するものとする。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第81号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している

と認めた。

平成29年 7 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR ドロンボーMBC	株式会社サンスリー	7P0729
ぱちんこ遊技機	CR サイボーグ009VSデビルマンL-T	株式会社ニューギン	7P0682
ぱちんこ遊技機	CR A花の慶次X～雲のかなたに～N-K	株式会社ニューギン	7P0705
ぱちんこ遊技機	CR ハイスクールオブザデッドTXE	株式会社高尾	7P0771
回胴式遊技機	パチスロ笑ゥせえるすまん3KJ	株式会社三洋物産	7S0746

企 業 管 理 規 程

鹿児島県企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道部組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 7 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県工業用水道部組織規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部組織規程（昭和53年鹿児島県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

職	組 織	職 務
参事 参事付	部	上司の命を受け、下命の事務を処理する。
主幹	第3条の課	上司の命を受け、特命に関する事務を処理する。
技術主幹	第3条の課	上司の命を受け、特命に関する技術を処理する。
専門員 技術専門員	第3条の係	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
主査 技術主査	第3条の係	上司の命を受け、担当する事務を処理する。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 18 日から施行する。

正 誤

平成29年 3 月 10 日付け鹿児島県公報第3295号の 3 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	誤	正
5	小 計	小 特